

《次世代育成支援対策推進法》

令和6年度における宮城県教育委員会特定事業主行動計画の実施状況について

宮城県教育委員会では、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、第4期特定事業主行動計画（計画期間：令和2年度から令和6年度）を策定し、教職員の仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の向上に取り組んできました。また、令和7年度からは、新たに宮城県教育委員会特定事業主行動計画（第1期：令和7年度から令和11年度）を施行し、子育て支援や仕事と家庭生活の両立を更に促進していきます。

令和6年度における取組状況については、次のとおりです。

1 令和6年度の実施状況

(1) 数値目標及び取得率

【育児休業】

	数値目標	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
男性職員	50%	41.1%	34.7%	16.5%	10.6%	5.6%
女性職員	100%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【男性職員の育児に係る特別休暇】

	数値目標	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
出産補助休暇	100%	61.1%	70.7%	57.7%	58.4%	58.3%
育児参加休暇	80%	49.5%	45.3%	41.2%	40.7%	35.2%

※取得率：当該年度中に「新たに子どもが生まれた職員数」に対する当該年度中の「育児休業取得者数」の割合であるため、取得率が100%を超えることがある。育児休業取得者数は、当該年度に育児休業を新たに開始した職員数であり、前年度に新たに子どもが生まれて当該年度中に育児休業を開始した者を含み、前年度に育児休業を開始して引き続き当該年度において取得している者は除く。

(2) 主な取組

定期的に配布している「服務だより」に育児休業を取得した男性職員や所属長の経験談、育児に関する休暇制度、「イクメン計画書」の使用方法等について掲載し、育児関係休暇の取得に対する具体的なイメージを描くことで、各種休暇を取得しやすくなるよう職員へ周知をしました。

また、次世代法に基づく第4期特定事業主行動計画が令和6年度末で終了となることを踏まえ、また、子育て支援や仕事と家庭生活の両立を更に促進していくため、次世代法に基づく特定事業主行動計画と女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を統合し、新たに「宮城県教育委員会特定事業主行動計画」として策定しました。

2 現状及び令和7年度の取組

男性職員の育児休業取得率は令和5年度の34.7%から令和6年度は41.1%となり、取得率は毎年上昇しています。特別休暇においては、出産補助休暇については低下したものの、育児参加休暇の取得率は上昇しました。育児に関する制度の活用について、職員への意識が浸透してきているものと考えております。

しかし、男性職員については、未だ目標数値の達成には至っていないことから、令和7年度においては男性職員の育児支援に係る取組を継続し、イクメン計画書の改正や服務だより等により育児関係制度の周知を図り、改めて、育児をしやすい環境づくりを促してまいります。